

# 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等 の一部を改正する法律案について

平成19年3月  
経済産業省

## 1. 法律改正の目的

### (1) 高レベル放射性廃棄物等の最終処分の計画的かつ確実な実施

原子力発電後の使用済燃料から再利用可能なウラン・プルトニウム等の有用物質を分離回収し（再処理）、これを燃料として再利用する核燃料サイクルの一連の工程からは、放射能レベルが高く、深地層中での処分が必要となる高レベル放射性廃棄物や長半減期低発熱放射性廃棄物（以下「TRU廃棄物」という。）が発生する。

核燃料サイクルの円滑な推進には、これらの放射性廃棄物の最終処분을計画的かつ確実に実施することが必要不可欠であるため、処分制度の対象廃棄物を追加し、その処分計画の策定や処分費用の確保等に係る制度を整備する。

### (2) 高レベル放射性廃棄物等の最終処分の安全な実施

高レベル放射性廃棄物等の深地層中での処分を安全に実施するため、この最終処分に係る安全規制を整備する。

※長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）：ウランより原子番号の大きい（Trans-Uranium）元素を含む廃棄物であり、放射能の減衰に長期間を要する。

## 2. 法律改正の概要

高レベル放射性廃棄物等の最終処분을安全かつ確実に実施するため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（最終処分法）、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（再処理等積立金法）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）について、以下のような措置を講ずる。

### (1) 高レベル放射性廃棄物等の最終処分の実施に向けた制度の整備（最終処分法）

①原子力発電環境整備機構による最終処分の対象に、現行法の対象である高レベル放射性廃棄物に加え、以下の放射性廃棄物を追加する。

- ・ 再処理や、分離したウラン・プルトニウムの燃料加工の工程で発生するT

RU廃棄物のうち、深地層中での処分が必要なもの

- ・ 海外での再処理に伴い発生したTRU廃棄物と一定の基準に基づき交換され、返還される高レベル放射性廃棄物

②これらの放射性廃棄物の最終処分に要する費用の拠出を、廃棄物の発生原因者である再処理施設の設置者等に義務付ける。

(2) 最終処分法の改正に伴う積立金の金額の変更（再処理等積立金法）

最終処分対象の追加に伴い、発電用原子炉の設置者が過去に行った発電によって生じた使用済燃料の再処理等に要する費用に充当するために積み立てるべき金額を変更するための規定を設ける。

(3) 高レベル放射性廃棄物等の最終処分に係る安全規制の整備等（原子炉等規制法）

①高レベル放射性廃棄物等の深地層中での処分の事業を行おうとする事業者を許可にかからしめるとともに、放射性廃棄物を埋設するための坑道の閉鎖の際に認可を受けること等を義務付ける。

②廃棄の事業を行う者がその事業所においてプルトニウム等を取り扱う場合は、核物質防護措置等を講じることを義務付ける。

### 3. 今通常国会に提出する必要性

(1) 青森県六ヶ所村の再処理施設の本格稼働や海外からのTRU廃棄物の返還が来年度以降予定されており、今後、TRU廃棄物等の発生が本格化することから、核燃料サイクルを円滑に推進していくため、これらの放射性廃棄物の最終処分に係る制度措置を早急に講じる必要がある。

(2) 高レベル放射性廃棄物等の最終処分に係る安全規制体系を早期に明確化することが必要。

(3) 本法律案による改正事項については、我が国の原子力政策の方針を定めた「原子力政策大綱」（平成17年10月原子力委員会決定、同月これを尊重する旨の閣議決定）において、これらの制度措置の検討及び整備を行うこととされている。